

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	地方税に関する事務に係る基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岩手県は、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の確保に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岩手県知事

公表日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の賦課徴収に関する事務
②事務の概要	県税の賦課及び徴収
③システムの名称	岩手県税務総合オンラインシステム(県税クラウドサービス)
2. 特定個人情報ファイル名	
県税クラウドサービスデータベースファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の16及び99の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の28の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	岩手県総務部税務課
②所属長の役職名	総括課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	岩手県行政情報センター 020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号(岩手県庁1階) 019-629-5062 利用時間: 午前9時～午後5時
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岩手県総務部税務課 020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 019-629-5141

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月16日	「IIしきい値判断項目」-「1.対象人数」-計数日	平成26年12月1日時点	平成28年7月30日時点	事後	
平成28年8月16日	「IIしきい値判断項目」-「2.取扱者数」-計数日	平成26年12月1日時点	平成28年7月30日時点	事後	
平成29年6月19日	「5 評価実施機関における担当部署」-「②所属長」	総括課長 小畑 真	総括課長 横道 栄雄	事後	③その他の項目の変更
平成29年6月19日	「IIしきい値判断項目」-「1.対象人数」-計数日	平成28年7月30日時点	平成29年5月31日時点	事後	
平成29年6月19日	「IIしきい値判断項目」-「2.取扱者数」-計数日	平成28年7月30日時点	平成29年5月31日時点	事後	
平成29年6月19日	「IIしきい値判断項目」-「1.対象人数」-計数日	平成28年7月30日時点	平成29年5月31日時点	事後	
平成29年6月19日	「IIしきい値判断項目」-「2.取扱者数」-計数日	平成28年7月30日時点	平成29年5月31日時点	事後	
平成30年6月29日	「IIしきい値判断項目」-「1.対象人数」-計数日	平成29年5月31日時点	平成30年5月31日時点	事後	
平成30年6月29日	「IIしきい値判断項目」-「2.取扱者数」-計数日	平成29年5月31日時点	平成30年5月31日時点	事後	
令和1年6月25日	「5評価実施機関における担当部署」-「②所属長の役職名」	総括課長 横道 栄雄	総括課長	事後	
令和1年6月25日	「IIしきい値判断項目」-「1.対象人数」-計数日	平成30年5月31日時点	令和元年5月31日時点	事後	
令和1年6月25日	「IIしきい値判断項目」-「2.取扱者数」-計数日	平成30年5月31日時点	令和元年5月31日時点	事後	
令和1年6月25日	IV リスク分析	—	(新規追加)	事後	
	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	岩手県税務総合オンラインシステム	岩手県税務総合オンラインシステム(県税クラウドサービス)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	1 個人事業税課税ファイル 2 不動産取得税課税ファイル 3 自動車税課税ファイル 4 収納ファイル 5 未納ファイル	県税クラウドサービスデータベースファイル	事前	
	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の16及び89	番号法第9条第1項 別表第1の16及び99の項	事前	
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の28	番号法第19条第8号 別表第2の28の項	事前	
	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事前	
	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事前	
	III リスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託		十分である	事前	
	III リスク対策 5.特定個人情報の提供・移転		十分である	事前	